◆◆◆薬局製造販売医薬品製造業および薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請について◆◆◆

◎　申請から許可までの標準的事務処理期間：２０日

◎　薬局ごとに、許可及び承認を取得する必要があります。

◆　許可要件の主なもの（※　詳細は、審査基準をご覧ください。）

・　試験検査に必要な設備及び器具を備えること。

・　薬局開設許可を取得していること。

◆　提出書類

（１）薬局製造販売医薬品製造業許可申請書

（２）薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請書

（３）薬局製造販売医薬品製造販売承認申請書（２部）

（４）薬局製造販売医薬品製造販売承認品目表（２部）

◆　手数料

（１）11,000円

（２）6,300円

（３）37,530円（90円×417品目 令和５年１月１日現在）

◆　各種様式の入手方法

様式については、大阪府庁ホームページ・手続案内からも入手できます。

　　大阪府庁ホームページ（http://www.pref.osaka.lg.jp/）

→「手続き・催し総合案内」

→「名称でさがす」の白枠に「薬局」を入力して検索→「薬局開設許可関係」